

令和 7 年 6 月 1 7 日
総務部総務人事課

本市職員の懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

- 1 概要：令和 3～5 年度にかけて介護保険負担限度額認定における不適切な事務処理を行ったもの。
介護保険の施設利用料の自己負担上限を定めている負担限度額認定において負担段階を誤って決定し、被保険者（または家族）へ事情説明する過程の中で対応に問題があった。

2 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和 7 年 6 月 1 2 日

(2) 被処分者及び処分内容

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
福祉子ども未来部	男	主査	30 歳代	停職 1 月	

○事案概要

- 令和 3～5 年度において、市外の被保険者について収入状況を居住地の自治体に照会する必要があったが、それを行っていなかったため、誤った負担段階により対象者 6 名に過大な支給、1 名に過小な支給を行った。
- 当時、負担限度額の誤りが判明した際に、過去の過大支給分について返還請求可能期間（5 年）を把握していながら、「過去の分は返還不要」の内容の文書を個人の判断で作成し、起案決裁を経ずに対象者に送付を行った。

(3) 管理監督責任

①処分内容

管理監督職（当時の課長、係長）…訓告 3 名

②処分事由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかったため。

3 市長コメント

この度、介護保険負担限度額認定事務におきまして、このような事案が発生し、対象者の方々並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。また、市政への信頼を著しく損ねましたこと、市民の皆様にも深くお詫びを申し上げます。今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めにも邁進し、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ先

塩竈市総務部総務人事課

電話：022-355-5089 高橋、022-355-5056 目黒

令和 7 年 6 月 1 7 日
総務部総務人事課

本市職員の懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第 2 9 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

- 1 概要：令和 5 年度及び令和 6 年度において生活保護事務において不適切な事務処理を行ったもの。
令和 7 年 2 月に生活保護を担当する 2 名の職員による返還金未処理や申請手続きの遅延など各種事務の不適切事務が判明したものの。

2 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和 7 年 6 月 1 3 日

(2) 被処分者及び処分内容

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
市民生活部 (当時：福祉子ども未来部)	女	主査	3 0 歳代	戒告	

○事案概要

- 令和 5 年度において、生活保護費の生活保護法第 6 3 条の返還金を処理せずに現金 1 5 4 万円を長期間金庫に保管した。
- 認定等事務を未処理の状態のままとしていた。
- 被保護者のケース記録等についてファイルに綴らないなど職務怠慢があった。

被処分者	性別	職階	年齢	処分内容	
市民生活部 (当時：福祉子ども未来部)	男	主事	2 0 歳代	戒告	

○事案概要

- 令和 6 年度において、生活保護に関する各種事務（生活保護費の支給、遺留金品の整理、申請手続き等）について不適切な事務処理を行った。
- 生活保護費の支給について事務処理により一部を私費（3,210 円）で立て替えた。
- 被保護者のケース記録等についてファイルに綴らないなど職務怠慢があった。

(3) 管理監督責任

①処分内容

管理監督職（当時の課長、係長）…訓告 2 名、文書嚴重注意 1 名

②処分事由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかったため。

News Release

塩竈市からのお知らせ



3 市長コメント

この度、生活保護支給事務におきまして、このような事案が発生し、対象者の方々並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、市政への信頼を著しく損ねましたこと、市民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めに進み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ先

塩竈市総務部総務人事課

電話：022-355-5089 高橋、022-355-5056 目黒